

2024 年度(令和 6 年度)

技術協力活用型・新興国市場開拓事業

(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)

専門家派遣事業

ジュニア専門家派遣(提案型)

= 募集要項 =



一般財団法人 海外産業人材育成協会

The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

1. 事業目的

(1)技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)概要

日本企業が内外のビジネス環境の変化に適切に対応し、競争力を維持していく方法の一つとして、成長著しい海外市場の需要を取り込む事の重要性が高まっています。これを実現するためには、海外進出先での企業活動を支える優秀な現地人材の育成・獲得が主要な課題となっています。本事業は、日本企業の海外展開に必要な現地拠点強化を支援するため、開発途上国の産業人材育成・獲得を官民一体となり実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的としています。

(2)ジュニア専門家派遣の目的

専門家派遣事業は、日本企業の海外現地法人等向けに、当該法人の競争力強化に有用な技術、手法、ノウハウ等を有する者を専門家として派遣し、指導先企業における技術指導や人材育成を行うことを目的としています。専門家派遣事業の中で、ジュニア専門家派遣は、日本企業の将来の海外提携先候補の開拓・育成や新たな共創ビジネス立ち上げを目的に、日本企業の若手従業員を海外現地企業等に派遣し、日本企業とのビジネスで必要とされる技術・手法の指導等を行うと共に、若手従業員のグローバル人材として必要な経験や知見の習得を目指します。



(3)ジュニア専門家派遣の種類(提案型とマッチング型)

ジュニア専門家派遣には指導先(派遣先)企業の選定方法により、以下の二つの種類があります。

1)提案型

申請企業が指導先(派遣先)企業を選定し、指導(派遣)についての内諾を得た上で、指導先(派遣先)企業情報とともにAOTSへジュニア専門家派遣の申込を行う。

2)マッチング型

申請企業では指導先(派遣先)企業候補を有していない場合、ジュニア専門家派遣の申込時に、AOTSに指導先(派遣先)企業の開拓・紹介を依頼する。AOTSが適切な企業等の開拓・紹介を行うことができた場合、申請企業・指導先(派遣先)企業双方によるジュニア専門家派遣についての合意、マッチング成立後に派遣に向けての手続きを進める。

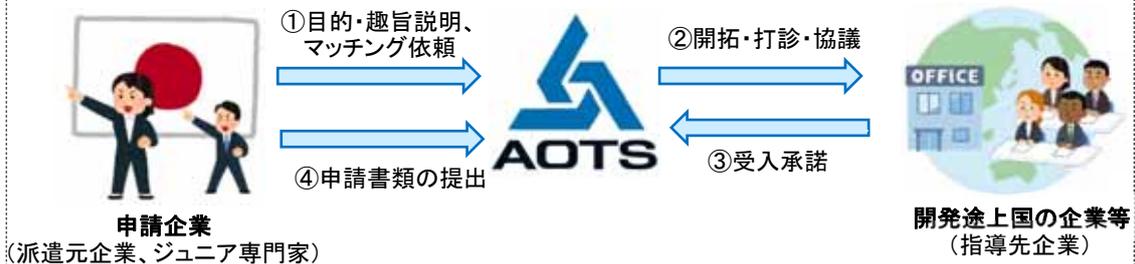
本募集要項は「1. 提案型」についての内容です。「2. マッチング型」については別途募集要項を定めますので、そちらをご参照ください。

提案型とマッチング型の違い

1. 提案型



2. マッチング型



2. 派遣概要

(1) 派遣国

OECD-DAC (開発援助委員会 * が策定したリスト記載の国・地域。但し、中国及び日本政府の ODA 予算により協力をを行うことが認められていない国・地域は除きます。(以下ODA国)

[DAC-List-of-ODA-Recipients-for-reporting-2024-25-flows.pdf \(oecd.org\)](https://www.oecd.org/dac-list-of-oda-recipients-for-reporting-2024-25-flows.pdf)

(2) 指導先(派遣先)企業

将来のビジネスパートナーや協業先となり得る開発途上国のローカル企業等

(3) 派遣期間

1 か月～6 か月(原則 2025 年 2 月までに帰国)

(4) 指導対象分野

指導先企業の課題解決、または新しい共創ビジネスの立ち上げにつながる日本の技術、ノウハウ、知識 (例: マーケティング、商品開発、生産管理、品質管理、日本の商習慣等)

3. 申込要件

(1) 派遣案件の要件

以下の案件はジュニア専門家派遣事業の対象外

- ✓ 指導先企業と派遣元企業の間には技術役務提供契約が締結されている場合。但し、ジュニア専門家専門家の指導内容を技術役務提供の対象から除外する旨の書類を提出する場合は対象。
- ✓ 指導先企業と派遣元企業の間にはプラント輸出契約等に基づいた専門家の派遣が約束されている場合。

(2)申請企業(派遣元企業)の要件

日本に法人格を有し、日本資本が50%超の企業

- ✓ 派遣元企業に所属する従業員(嘱託職員、出向契約社員を含む)を AOTS ジュニア専門家として派遣すること。
- ✓ ジュニア専門家の派遣中、派遣元企業の責任において労働者災害補償保険(海外派遣者特別加入)を付保すること。
- ✓ ジュニア専門家が指導に必要な経費等は派遣元企業において負担すること。
- ✓ ジュニア専門家の滞在費(定額)を支給すること。
- ✓ 査証及び労働許可証の取得、更新については AOTS では実施しないので、派遣期間に影響がないよう派遣元企業が指導先企業と協力の上、遅滞なく執り行うこと。
- ✓ 派遣期間中も派遣元企業はジュニア専門家との雇用関係を維持する。

(3)指導先(派遣先)企業の要件

将来のビジネスパートナーや協業先となり得る開発途上国のローカル企業等で、日本を除く先進国資本が50%未満の企業

- ✓ 自社子会社(自社出資 50%以上)は原則不可(* 個別に事情がある場合は、事前にご相談下さい。)
- ✓ ジュニア専門家の査証や労働許可取得、更新に協力すること。
- ✓ 日本、派遣国及び関連国の輸出管理法を順守していること。
- ✓ 技術指導を行う現場や機械設備等があること。
- ✓ 通信設備(パソコン、事務所電話、インターネットアクセス等)を提供すること。
- ✓ 事務スペース(机や椅子)や事務用消耗品を提供すること。
- ✓ ジュニア専門家の指導に必要なその他サービス(通訳、空港への送迎、指導先への交通手段の手配、宿泊施設の斡旋等)を提供すること。
- ✓ 指導場所及び宿泊施設での環境、安全、福利、衛生を確保すること。

(4)ジュニア専門家の要件

1)国籍・居住地

日本国籍を保持し、日本に住所を有し居住していること。

2)年齢

原則、21 歳以上 40 歳以下

3)属性

申請企業(派遣元企業)に直接雇用されていること。

4)職歴(業務歴)

派遣先に提供できる専門分野のノウハウ、技術等を有していること。(業務経験 3 年以上)

5)語学力

派遣先に提出する書類を英語あるいは現地語で作成し、メールやオンライン会議等で指導先とやり取りができる英語あるいは現地語能力、また指導活動に必要な英語あるいは現地語能力を有していること。(英語については、TOEIC700 点、または英検準1級程度の英語力を有していることが望ましいですが、受入機関の求める条件、応募者の担当職務・将来のキャリア・適性等を勘案の上、応募をご判断下さい。)

6)健康状態

心身ともに健康で、開発途上国での生活、指導環境に耐える者

7)その他

- ✓ 開発途上国でのビジネスに強い関心と意欲を持つ者。
- ✓ 指導に向け派遣先との協議、派遣国での滞在先情報等の入手等、派遣準備を主体的かつ能動的に派遣先や関係者、関係機関と折衝・調整を行うことが出来る者。
- ✓ 派遣期間中、指導計画の遂行が困難な状況下においても、派遣先や関係者と柔軟に粘り強く協議・調整を行うことが出来る強いマインド、行動力、柔軟性を持つ者。
- ✓ 派遣国の社会や文化、価値観を尊重し、現地の人々と友好的な関係を築くことで、日本と派遣国との経済協力やビジネス関係の発展を担う架け橋となる意欲を持つ者。

4. 派遣経費

(1)国庫補助対象経費

1)旅費					
①国内旅費	鉄道100km以上の移動の場合				
②外国旅費					
(ア)航空賃	ディスカウントエコノミークラス				
(イ)日当		指定都市	甲	乙	丙
	日当*	6,200円/日	5,200円/日	4,200円/日	3,800円/日
(ウ)宿泊料	宿泊料*	19,300円/泊	16,100円/泊	12,900円/泊	11,600円/泊
* 派遣期間に応じて基準額が適減します。 (31日～60日…90%、61日～…80%)					
・甲地方：トルコ等 ・乙地方：タイ、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、ラオス、インドネシア、フィリピン等 ・丙地方：モンゴル、南アジア・メキシコ・中南米・アフリカ諸国等					
③支度料	1か月以上3カ月未満：75,270円 3カ月以上：88,550円				
④渡航雑費	査証代等				
2)その他ジュニア専門家派遣に必要な経費					
①損害補償保険費	海外旅行保険				
②技術協力費	3,000円/日（派遣元企業の有する技術や知見及び本事業への協力への対価）				
③派遣・指導諸費	3,000円/日（指導先企業がジュニア専門家受入の諸経費に充当するもの）				

(2)国庫補助率及び経費負担

1)指導先企業が日系企業（日本側出資あり）、または指導企業に日本以外の先進国（非ODA国）の出資あり（但し50%未満）

①派遣企業が中小企業の場合

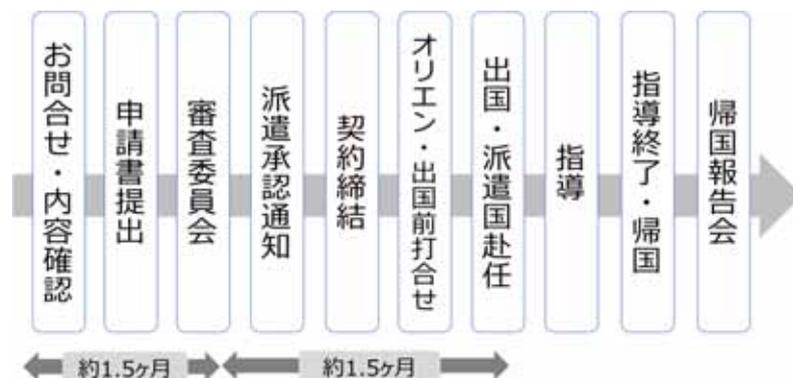
- ・国庫補助率：国庫補助対象経費の2/3
- ・専門家派遣分担金：国庫補助対象経費の1/3

②派遣企業が大企業の場合

- ・国庫補助率:国庫補助対象経費の 1/3
 - ・専門家派遣分担金:国庫補助対象経費の 2/3
- 2) 指導先企業が 100%ODA 国資本のローカル企業の場合
- ① 指導先企業が開発途上国の場合
 - ・国庫補助率:国庫補助対象経費の 2/3
 - ・専門家派遣分担金:国庫補助対象経費の 1/3
 - ② 指導先企業が後発開発途上またはアフリカの場合
 - ・国庫補助率:国庫補助対象経費の 1/1
- * 但し指導先企業が 100%後発開発途上国またはアフリカ資本のローカル企業に限る。

上記負担の他に、派遣実施分担金として国庫補助対象経費総額の 10%を派遣元企業に別途ご負担いただきます。

5. 派遣までの主な流れ



6. 提出書類一覧

お申し込みをご希望の場合は、以下「申請書類提出先」記載の電話番号または e-mail にて、お知らせ下さい。

(1) 申込書(指定書式あり)

- * 申請企業(派遣元企業)が作成

(2) 申請企業(派遣元企業)の

- ・直近 2 年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)
 - * AOTS 制度初めてご利用の場合は直近 5 年の財務諸表
- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
 - * AOTS 制度初めてご利用の場合
- ・会社概要及び製品等が分かる参考資料
- ・申請案件が技術役務提供契約適用除外である旨を説明した書類
- ・労働保険申請書の写し
 - * 中小企業のみ
- ・株主名簿(出資者および出資比率記載)または出資者名と出資比率を記載した書類
 - * 中堅・中小企業のみ

(3) 指導先企業(派遣先企業)の

- ・受入承諾書
- ・直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)
- ・組織図
- ・会社概要及び製品等が分かる参考資料

(4) 指導計画書(指定書式あり)

- * 申請企業(派遣元企業)・指導先企業(派遣先企業)・ジュニア専門家が協議し作成

(5) 健康診断書及び問診票(指定書式あり)

- * 健康診断書は派遣元企業及び専門家が医師に作成を依頼
- * 派遣予定日の3か月以内に受診した日付のもの
- * 原則、派遣期間が3か月(90日)未満の場合、健康診断書は不要、問診表のみ提出

(6) 語学能力証明書コピー(ある場合)

7. その他(一時出国制度について)

ジュニア専門家は、派遣元企業及び指導先企業の許可、かつ、AOTSの許可を得て、次のとおり日本又は任国外に出国することが可能です。

種類	対象表	条件	旅行限度期間 (移動日を含む)	滞在費 技術協力費	外国旅 費	備考
私費一時出国	派遣期間が3ヵ月以上の専門家	特になし	9日	不支給	不支給	派遣期間3ヵ月以上1回 派遣期間4ヵ月以上2回 派遣期間7ヵ月以上3回 派遣期間10ヵ月以上4回
私費一時出国 (冠婚葬祭)		子女の結婚等AOTSが 特に必要と認めた場合	9日(厳に必要と 認められる期 間)			回数制限に関係なく出国が 可能
私費一時出国 (特例)	全専門家	専門家の配偶者、子、父母、 兄弟姉妹又は配偶者の父母が 死亡又は著しい重態の場合	原則14日 (30日まで延長 可)	7日間を限度と して派遣手当 等を支給	不支給	回数制限に関係なく出国が 可能
		負傷又は病気にかかって任国 で治療が困難なため、日本等 で治療が必要な場合	30日	14日間を限度 として派遣手 当等を支給	不支給	
任国外出張	原則として派遣期 間3ヵ月以上の 専門家査証更新が 必要な専門家	派遣元企業及び指導先企業の 要請に基づく指導業務	9日	支給	不支給	原則として指導先企業の指 導対象者の同行が必要
		査証更新	必要最小限の期 間	支給	不支給	任国到着後、更新した査証 ページのコピーを送付する こと

その他、特定不健康地に派遣された専門家を対象とした一時出国があります。

お問い合わせ先・申請書類提出先

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)

企業連携部 研修・派遣業務グループ

住所: 〒120-8534 東京都足立区千住東1丁目30-1

電話: 03-3888-8221 FAX: 03-3888-8428

E-mail: kigyo-inquiry-az@aots.jp URL: <https://www.aots.jp>